各 位

会社名株式会社キャン バス代表者名代表取締役社長河邊 拓己(コード番号:4575 東証マザーズ)問合せ先取締役最高財務責任者 加登住 眞

IR@canbas.co.jp

第13回新株予約権(有償ストック・オプション)の全量行使指示発出について

当社は本日、2018年2月15日に当社取締役に割当て発行した第13回新株予約権(有償ストック・オプション) について、東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値が同新株予約権発行要項に定める行使指示発出条件に該当したことから、当社取締役に対しそれぞれ保有する同新株予約権の全部について行使指示を発出しましたので、お知らせします。

1. 行使指示の経緯及び内容

第13回新株予約権は、行使期間(10年間)を通じて株価が行使価額の60%を下回った場合には当社の指示に沿って行使期間終期までに権利行使をしなければならないように設計されています。

この設計により、当社取締役が株価下落に対して一定の責任を負うことで、当社取締役には中長期的な株価維持に向けた動機付けがなされます。

この動機付けは、当社の既存株主の皆様の利益と一致し、当社の企業価値・株主価値の維持と向上に資するものと認識しています。

今回の行使指示に基づく1株当たり行使価額は、前回2021年8月12日の行使指示と同じく、当初設定行使価額(同新株予約権要項に基づく行使価額調整後)628円の60%にあたる377円です。

行使可能期間は本日から2022年3月29日としています。

当社取締役会の判断に基づき、今回の行使指示は、第13回新株予約権の残存全量46,500株が対象です。 この行使により当社は、約17百万円の資金を調達します。

今回の行使指示は、直近の当社株価を大きく上回る行使価額によるものです。

当社取締役が直近の時価を大きく上回る行使価額で当社株式を取得することは、中長期的な当社企業価値向上に向けた当社経営陣の決意の表明であると位置づけています。

2. 今後の見通し、その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

上記の行使指示の発出及びこれに基づく新株予約権行使による当社業績への直接の影響はありません。

以上